# 高等教育における障害支援の2016年における現在地

杉原 太郎 $^{1,a}$ ) 近藤 武夫 $^2$  枝廣 和憲 $^1$  岡田 孝和 $^3$ 

概要:障害者差別解消法が施行され、大学においても、様々な障害とともにある学生を受け入れることになった。各大学に障害学生支援室や支援センターが設立されている。しかし、この課題に対して積極的に取り組んできた一部の大学を除いて、大学の中に蓄積が少ない。そこで、このセッションでは、近年大学で取り組んでこられた事例を紹介し状況の共有を図るとともに、現場で必要とされていることに対する理解を議論を通して深める。また、その中で技術的な支援がどのように可能かを議論する。

キーワード: 高等教育, 障害学生支援, ケア

## Challenges of Assessible Environments in Higher Educational Organization for Students with Disabilities: A Discussion in 2016

Taro Sugihara<sup>1,a)</sup> Takeo Kondo<sup>2</sup> Kazunori Edahiro<sup>1</sup> Norikazu Okada<sup>3</sup>

## 1. はじめに

2016年(平成28年)4月1日より、障害者差別解消法 [1] が施行された.この第一条には、以下のように法律の 目的が定められている.

「この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する

社会の実現に資することを目的とする。」

この法律の対象には企業や公共団体だけではなく,大学をはじめとした教育機関も含まれる.この法律の精神は,「障害者や高齢者を支援する情報処理技術の研究開発を通して,だれもが積極的に参加できる社会の実現を目指」す本研究会の趣旨とも一致する.

しかし、障害者を受け入れる側の体制が十分に整備されているとはいい難い.大学においても同様である.そこで、本オーガナイズドセッション(OS)では、大学における障害学生支援の現状の支援体制について理解を深め、今後の望ましい支援のあり方について議論することを目的とする

## パネリストおよびパネルディスカッション の進行方法

本 OS で登壇するパネリストは、各々が所属する機関において障害学生支援に携わってきた。各パネリストがこれまでに取り組んできた活動について紹介し、その後解錠を交えて質疑応答をする。OS 全体の時間は、90 分である、パネリストは、以下の3名である。

- 近藤武夫(東京大学 先端科学技術研究センター)
- ◆ 枝廣和憲(岡山大学 全学教育・学生支援機構(学生

<sup>1</sup> 岡山大学

Okayama University, Okayama, Okayama 700–8530, Japan

<sup>2</sup> 東京大学

The University of Tokyo, Meguro, Tokyo 153–8904, Japan

<sup>3</sup> 明治学院大学

Meiji Gakuin University, Minato, Tokyo 108–8636, Japan

a) t-sugihara@okayama-u.ac.jp

## 情報処理学会研究報告 IPSJ SIG Technical Report

総合支援センター障がい学生支援室))

• 岡田孝和 (明治学院大学 学生サポートセンター)

謝辞 本研究は一部,科学研究費補助金(課題番号 24616004,15H01698,15K16168)の支援を受けて行われた.ここに記して感謝する.

## 参考文献

[1] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成二十五年法律第六十五号) 入手先 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\_h25-65.html) (Accessed 6th November, 2016).